

A X - 1 1

## 民 事 訴 訟 法

Xは、Yを被告として、甲土地の所有権がXに属することの確認を求める訴えを提起した。Xは、この訴訟の口頭弁論において、「①甲土地はもともとAが所有していた。②Xは、平成9年2月1日、Aから甲土地を買い受けた。」と主張した。Yは、「①の事実及び②のうち、平成9年2月1日にAが甲土地を売却したことは認めるが、その相手はXではなくYである。」と主張した。証拠調べの結果、裁判所は、Aが甲土地を売却した相手はYであったと認め、Xの請求を棄却する判決をし、この判決は確定した。

その後、Yは、Xを被告として、甲土地の所有権がYに属することの確認を求める訴えを提起した。Yは、この訴訟の口頭弁論において、「③甲土地はもともとAが所有していた。④Yは、平成9年2月1日、Aから甲土地を買い受けた。」と主張した。Xは、「③の事実及び④のうち、平成9年2月1日にAが甲土地を売却したことは認めるが、その相手はYではなくXである。」と主張した。

裁判所は、証拠調べの結果抱いた心証に基づいて、次の各判決をすることができるか答えよ。

- (1) 甲土地をAから買い受けたのはXである、という理由でYの請求を棄却する判決
- (2) 甲土地をAから買い受けたのはYでもXでもなくZである、という理由でYの請求を棄却する判決

(100点)

A X - 1 1

## 刑 事 訴 訟 法

次の事例を読んで、後の設問に答えよ。

### 【事例】

某日深夜、覆面をした男がV方に侵入し、就寝中のVら家人を縛り上げ、高価な宝飾品数十点を強奪する強盗事件が発生した。Vらは、甲警察署の司法警察職員乙らに対して、「犯人の容貌等は見えていない。心当たりもない。」と供述したが、やがて、Vの知人であるXが犯行に関与している疑いが生じた。そこで、乙らはXに甲署への同行を求め、黙秘権を告知した上で取り調べたが、Xは犯行への関与を全面的に否認した。

このままではちがあかないと思った乙は、「Vらはお前の顔を見たといっている。言い逃れはできないぞ。」と申し向けた。すると、Xは「えっ、まさか。」と驚きの声を上げ、そわそわし始めた。乙は、もう一押しだと思い、「検事さんは、素直に話して反省を示せば、起訴猶予にすることも考えてやる、と言っている。しかし、否認を続ければ間違いなく起訴され、実刑になるぞ。」と畳みかけた。すると、Xは、しばらく黙り込み、思案した後、観念した表情で、「わかった。正直に本当のことを話す。奪った金品は自宅の床下にある。」と言って犯行内容を自白し始め、その内容を録取した調書が作成された。なお、この時点では、乙らは事件の捜査について検察官と一切連絡を取っていなかった。

乙らが、令状を得てX方を捜索したところ、Xの供述したとおりに被害品の宝飾品が発見された。検察官は、所要の捜査を経て、強盗の罪でXを起訴した。

### 【設問】

1 憲法 38 条 2 項及び刑事訴訟法 319 条 1 項の定める自白法則の趣旨と排除され

る自白の意義（どのような自白の証拠能力が否定されるのか）について、他の証拠と比較した場合の自白の特徴を踏まえつつ、簡潔に説明せよ。

- 2 Xに対する強盗被告事件の公判において、Xの犯行を証明するために下線部の調書を用いようとする場合の証拠能力について、設問1に対する答えを踏まえつつ論ぜよ。ただし、伝聞証拠である点は無視してよい。

(100点)